「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)(案)」に対する県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、平成25年4月1日に施行した長野県食品安全・安心条例第7条に基づいて、 食品の安全・安心のための施策に関する基本的方向を定め、食品の安全・安心のための施 策を総合的に推進するための「基本指針(案)」をこの度まとめました。

つきましては、その内容について広く県民の皆様からのご意見を募集します。

- 1 募集事項
 - 「基本指針 (案)」に対するご意見
- 2 募集期間
 - 平成 25 年 10 月 4 日 (金) から平成 25 年 11 月 5 日 (火) まで
- 3 案の閲覧方法
 - 次のリンクからご覧いただけます。

また、行政情報センター(県庁西庁舎1階)、各地方事務所の行政情報コーナー、県食品・ 生活衛生課、各保健福祉事務所でご覧いただけます。

「長野県における食品の安全・安心のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」(案)(PDF 形式 10 ペ-ジ/389KB)

4 意見の提出方法及び提出先

「意見提出用紙」(PDF) の様式により、長野県健康福祉部食品・生活衛生課あてに、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

ア 郵 送 〒380-8570 長野県健康福祉部食品・生活衛生課あて (県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。)

- イ ファクシミリ 026-232-7288
- ウ 電子メール shokusei@pref. nagano. lg. jp
- 5 ご意見の取扱い

提出していただいたご意見については、内容ごとに整理・分類したうえで、これに対する県の考え方とともに公表いたします。なお、住所、氏名など個人に関する情報は、公開しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

- 6 注意事項
 - (1) 電話によるご意見の提出はご遠慮ください。
 - (2) ご意見の提出は、日本語に限らせていただきます。
 - (3) 意見提出用紙には、氏名又は名称、住所又は所在地を必ず明記してください。
 - (4)ご意見のうち、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方を示さない場合があります。
- ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref. nagano. lg. jp までお寄せください。
- すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。 http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- 長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref. nagano. lg. jp
- 最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口